

令和元年台風15号等への対応に 関する検証（11月22日時点）

（第1回検証会議資料）

令和元年11月22日

（この資料における検証内容は、現時点でのものであって、今後、検証会議での議論等を踏まえ内容の変更があります）

目 次（仮）

はじめに

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

（1）災害対応体制、本部設置に係る対応	1
（2）知事（本部長）の動き	7
（3）情報収集	11
（4）人的支援（業務支援）	19
（5）物資支援	33

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

（6）医療救護	41
（7）社会福祉施設への支援	47
（8）ライフライン（水道供給）	53
（9）風害・水害対策（公共土木施設等）	61
（10）その他（大規模停電への対応等）	65

はじめに

9月9日午前5時頃、本県に上陸した台風15号は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する、記録的な暴風をもたらした。

この暴風により、9月9日午前8時頃には、最大64万1千軒の大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

さらに、災害発生 of 初期段階では住家被害などの全容がつかめず、甚大な被害が発生したことを確認するまでに時間を要した。

そうした中、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応をとることが求められる局面もあった。

今回の県の災害対応に対して、初動対応の遅れなど、様々な意見や批判をいただいている。

そこで県では、「令和元年台風15号災害対応検証プロジェクトチーム」を設置し、県内に甚大な被害をもたらした令和元年台風15号、19号及び21号に伴う大雨による県内の災害に対する県の対応について、課題等を明らかにし、その経験や教訓を千葉県地域防災計画等に反映させるなど、今後の防災、減災等の対策に資することを目的に検証を行うこととした。

検証作業は、知事を含め、千葉県災害対策本部を構成する出先機関を含む各部局に対し、

- (1) 県地域防災計画、マニュアル、その他各部等の災害対応について定めた計画どおりの対応が取れたか
- (2) これらの計画、マニュアルは、今回の災害に対応しうるものであったか
- (3) 想定を超えた部分について、適切な判断・対応ができたか

の視点から、照会やヒアリングにより対応状況を確認した。

その上で、各担当部局において検証すべき事項の整理・分析、課題解決に向けた方向性などを検討し、現時点における状況を取りまとめたものを、今回、「令和元年台風15号等災害対応検証会議」にお示しし、御意見をいただこうとするものである。

検証会議でいただいた御意見や市町村へのアンケートを踏まえ、とりまとめに向けてさらなる検証を進めていく。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(1) 災害対応体制、本部設置に係る対応

<検証の視点>

- ① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。
- ② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。
- ③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

（※）災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

- ・初動体制を確立するために、防災危機管理部長は、必要に応じて応急対策本部を設置することができる。

○災害対策本部設置

- ・地震の場合と異なり、風水害において、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〔 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき 〕

○職員配備体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置後の配備は、基本的に次のとおり。

ただし、「局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたとき」は、この限りでない。

配備種別	配備基準	配備を要する課
第1配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部及び支部を構成するすべての県の機関
第2配備	県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	
第3配備	県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	

○職員動員の伝達

- ・本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法により行う。

勤務時間内：庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

勤務時間外：電話又は職員参集メール

*職員参集メールは、本部事務局職員、本部連絡員、各課連絡代表者等に直接送信される。

【対応状況】

- ・ 9月 6日 11:36 気象情報を秘書課を通じて知事に報告
16:41 台風接近に伴い「情報収集体制」をとる考えを秘書課を通じて知事に報告
- ・ 9月 8日 12:58 情報収集体制（自動配備）
- ・ 9月 9日 16:30 翌日の災害対策本部会議開催を決定
- ・ 9月10日 9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
- ・ 9月12日 危機管理課長から各支部（地域振興事務所）に対し、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示
- ・ 9月14日 21:59 本部事務局員に対する参集指示
- ・ 9月15日 13:00 本部事務局員参集

	9/6	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
	金	日	月	火	水	木	金	土	日	月
台風	11:36 気象情報を報告	12:58 警報	5:00 台風15号 千葉県上陸							
配備体制	16:41 「情報収集体制」をとる考えを報告	12:58 情報収集体制（自動配備）		第1配備体制（配備指令伝達未実施）						
動員の伝達								21:59 参集指示 （本部事務局員限定）	13:00 参集	
本部			16:30 翌日の本部会議の開催を決定	9:00 本部設置 9:15 第1回会議						事務局を第1・2配備体制に移行
支部				10:42 防災情報システムにより、本部設置を伝達		危機管理課長から、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示				

以下のとおり、災害対策本部設置前の体制、本部の設置時期、本部設置後の対応や体制について、不十分・不適切な点があり、初期の対応が十分に行えなかった可能性がある。

- 本県が台風の暴風域に入ることが見込まれた際、「情報収集体制」よりも体制が一段階強化された「災害警戒体制」にすべきであったこと。
- 本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは困難であったこと。
- 本部設置に伴い、地域防災計画に従い、「本部第一配備」を連絡する必要があったにも関わらず、それをしなかったこと、また、事務局の人員体制について、必要な体制を定めた「災害対策本部事務局編成表」に基づき、職員を参集しなかったことは、いずれも定めに従ったものではなかったこと。

【検証項目】

- ア 台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」にしなかったのはなぜか。
- イ 台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
- ウ 本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。
- エ 本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 災害対策本部設置前の体制について

- (ア) 発災前9月8日(日)12:58から発災翌日9月10日(火)9:00まで、防災危機管理部では、「情報収集体制」を敷くとともに、県関係部局においても、それぞれの分野において情報収集等に当たっていた。
- (イ) 「この台風の雲域は比較的小さい(銚子地方気象台9月8日11時報)」との発表の印象から、災害発生への恐れへの危機感が薄かった。
- (ウ) 台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休(9月8日16:00発表)などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」にすべきであった。
- (エ) 地域防災計画の定める、台風が暴風域に入ることが見込まれた際、知事に少なくとも「災害警戒体制」を取るよう進言すべきであった。

イ 災害対策本部の設置時期（被災翌日9月10日）について

- (ア) 台風通過後は、関係部局、水道事業者、電力事業者などからの情報収集や総合調整を実施したほか、市町村からの人的被害・住家被害等の情報収集、物資支援要請への対応に努めた。60万件を超える停電に伴う大規模な断水や病院・福祉施設等の電力・水不足への対応を最優先で実施していた。
- (イ) ゴルフ練習場の鉄柱、送電鉄塔、電柱等の倒壊などの報道映像があったが、夕方時点で、市町村からの報告では、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったために、大規模災害が発生しているとの認識を職員相互で共有できなかった。
- (ウ) 大規模停電と断水（ライフライン）という状況を踏まえ、災害対策本部の設置を知事に進言すべきであったが、本県の過去の台風被害では、河川や内水の氾濫などの水害が中心で、大規模停電とそれに伴う断水という経験がなく、判断ができなかった。
- (エ) 本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは難しかった。

ウ 災害対策本部設置後の対応・体制（職員への配備指令）について

- (ア) 本部設置に伴い、防災情報システムで各支部に対し本部設置を伝達した。併せて「本部第一配備」を敷いたが、地域防災計画に基づく、各部及び各支部への連絡はされなかった。
連絡が行われなかったことに対する組織的なチェックがされず、計画に定める手順が実施されなかった。

エ 災害対策本部設置後の対応・体制（本部事務局員に対する参集指示）について

- (ア) 本部第一配備を取った場合、本部事務局には、必要な人員体制を定めた、「災害対策本部事務局編成表」に従い、他部局の応援職員が加わることになるが、招集せず、当面、防災危機管理部の中で対応できると考え、災害対応業務の状況に応じて、体制を逐次強化しようと考えた。
- (イ) その理由は、風害による被害状況の把握が進まない中、当面の応急対策の焦点が「電力復旧」であり、重要施設（病院・福祉施設等）への対策である、自家発電機への燃料補給、電源車の手配、断水地域への給水車対応などは、9月9日から既に関係課・

関係機関等との調整を進めていたことや、電力会社から、週半ばにはかなり復旧できそうとの情報を得ていたことが心理的に影響していたと考えられる。

(ウ) 9月13日頃までは、防災危機管理部内での人員調整で対応できるものと考えていたが、停電の復旧見込みが数回にわたって修正され、対応の長期化が不可避となった状況を踏まえ、9月14日に他部局の要員に対する翌日の参集を指示した。

(エ) しかしながら、事務局に必要な人員体制を取らなかったことは、定めに従ったものではなかった。

【解決の方向性】

- 震度により配備体制が決定する「地震」の場合と異なり、風水害での対応に関しては、気象情報を的確に分析し、鉄道の計画運休など他の要因も総合的に勘案したうえで、早期に、より上位の配備体制への移行判断を行う。
- 本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう設置基準の見直しを行う。
- 配備に係る職員への連絡の徹底を図るとともに、本部事務局員体制については、あらかじめ定めた人員を投入した上で、被害状況や応急活動の推移・経過などから判断し、適正な配備規模とする。
- 災害発生時及び平時の組織体制の見直し、計画やマニュアルの点検等を行う。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(2) 知事（本部長）の動き

<検証の視点>

- ① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。
- ② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。

【関係規程等】

災害対策本部条例、災害対策本部設置要綱、地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、 <u>知事が必要と認めたとき。</u> ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

○災害対策本部設置

- ・風水害においては、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〔 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある
場合等で、知事が必要と認めたとき 〕

○本部長の職務

- ・災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

○災害対策本部の所掌事務

- 〔 ・災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
・災害救助法の適用に関すること。
・国、他都県及び市町村の応援に関すること。
・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
・その他重要事項に関すること。 〕

【対応状況】

発災前後における知事（本部長）の動向は、次のとおり。

- ※表中、[報告]は、防災危機管理部が秘書課経由で知事に報告したことを、
[指示]は、知事が秘書課経由で防災危機管理部に指示したことを示す。

日 時		動 向		備 考	
9/6	金	11:36 16:41	[報告]・気象情報 ・台風接近に伴う体制として「情報収集体制」をとる考え。		
9/8	日	12:58	暴風警報→情報収集体制（自動配備）		
		13:04	[報告]気象情報		
		16:45	（都内）日本・米国中西部会日米合同常任委員会出席（18:00 頃退席）		
9/9	月	5:00	台風15号が千葉県に上陸	終日・知事 公舎で待 機	
		8:00	[報告]被害報（第1報）		[指示]情報収集
		10:30	[報告]被害報（第2報）		[指示]情報収集
		14:15	[報告]80カ所程度の病院で停電による電力不足・断水のおそれがある。		[指示]命に関する案件について最優先で協議調整を進めること。
		16:00	[報告]被害報（第3報）		[指示]情報収集（全容の把握）
		16:30			[指示]断水、病院等の対応を最優先で協議・調整を進めるとともに、必要な対応をとるため、明日早朝に本部員を集めた会議を開催すること。（10日9:15本部会議開催決定）
		20:00	[報告] ・被害報（第4報） ・病院への電源・燃料供給の調整、給水支援について、自衛隊と協議を進めている。		[指示]自衛隊との協議・調整を最優先で進めること。
9/10	火	4:00	自衛隊に給水支援の災害派遣を要請／災害対策本部の9時設置を決定		
		9:00	災害対策本部設置		
		9:15	（庁内）災害対策本部会議（第1回） [本部長指示] ・東京電力に対し、早期復旧を強く要請すること。 ・市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連絡を密にし、全庁一丸となつて対応すること 等		
		11:00	（千葉市内）首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議2019年度総会出席		
		13:15	（庁内）町村会からの来年度予算編成に関する要望に対応		
		14:30 頃	政策協議後、公用車で芝山町の自宅に行き私用車に乗り換え、30分～40分、富里市内の被害状況を視察。視察後、17時過ぎに知事公舎に戻る。		
9/11	水	10:00	（千葉市内）東京五輪・パラリンピック CHIBA 推進会議出席		
		17:30	（庁内）災害対策本部会議（第2回） [本部長指示] ・東京電力に対し、全力での早期復旧と県民への正確な情報提供を改めて要請すること。 ・市町村と連携を一層密にして、県民生活への深刻な影響に、あらゆる対策を実施すること 等		
9/12	木	10:30	（庁内）記者会見		
		11:30	（庁内）米ウィスコンシン州知事表敬訪問		
		12:15	（千葉市内）米ウィスコンシン州知事との昼食会		
		13:30	（庁内）米ウィスコンシン州への県友好使節団の表敬訪問		
		15:00	（庁内）武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請		

日 時		動 向	備 考	
9/13	金	10:00	9月定例県議会開会	
		16:45	(庁内) 災害対策本部会議 (第3回) [本部長指示] ・市町村との連絡をさらに密にして、必要な物資が迅速に提供されるよう取り組むこと。 ・避難生活が1週間を超える可能性がある中、本庁、地域振興事務所、健康福祉センター、農業事務所、土木事務所など出先機関も含め、この連休中も、被害及び被災者の状況をしっかり確認して、県民の支援に迅速に対応していくこと。 等	
9/14	土	12:00	東京電力パワーグリッド社長と面談し、1日も早い復旧と正確な情報提供を要請	
		14:40	被災地視察(君津市、南房総市等) 江藤農林水産大臣と面会し、財政面での支援などを要望	
9/15	日	11:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第4回) [本部長指示] ・市町村への応援派遣については、市町村からの全ての要請に速やかに対応すること ・被災者の避難状況や健康状態をきめ細かく把握し、特に困難を抱える方に対しては、新たな避難場所を用意するなど、市町村と連携して、被災者の安心・安全の確保に全力で当たること 等	
9/18	水	15:00	自民党本部にて二階幹事長と面談し、災害支援について要望	
		15:50	首相官邸にて安倍首相と面談し、激甚災害の早期指定などを要望	

台風15号は、県内10か所において観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風により、長期かつ広範囲に及ぶ大規模な停電、断水、多数の家屋被害等が発生するという本県が経験したことのない災害を引き起こし、既存の計画やマニュアルの想定を超える判断や対応をとることを求められた。

このため、知事は、災害に適切に対応できる体制が取られていることを確認するとともに、より迅速に判断できる態勢をとるべきであった。

【検証項目】

- ア 9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。
- イ 9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。
- ウ 9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。
- エ 知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。

【評価・分析】

ア 9月8日の夕方の時点では、気象情報を受けられる態勢を確保したうえで、都内で開催された日本・米国中西部会日米合同常任委員会の重要性を考慮し出席したが、台風接近に備えて18時頃退席し公舎に戻った。

イ 9月9日は、当日予定されていた行事をキャンセルし、公舎で報告を受け、それを踏まえ、指示を出した。

公舎は知事が生活する場所である一方、24時間公務を行うことができる体制がとられており、県庁舎と一体的に機能するものであることから、知事が公舎で公務を行うことは不適切とはいえない。

しかしながら、県内全域で57万軒（9月10日12時30分発表時点。9月9日8時発表時点では64万軒）という本県においてかつてない大規模な停電が発生していたこと、記録的な暴風（9月9日千葉市中央区で最大瞬間風速57.5m。その他県内各地で40m超）による被害状況が十分に明らかになっていなかった段階であったことを踏まえれば、知事は県庁舎において、より迅速に情報収集や指示を出す態勢とすることが望ましかった。

災害対応の中心的役割を果たす防災危機管理部が、被害規模を想定しきれなかったことから、知事に対する進言が困難であったが、上記の大規模停電、暴風の状況を踏まえれば、知事に対して、在庁してより迅速に判断・指示を仰げる態勢をとることを求めるべきであった。

ウ 知事は、10日朝の災害対策本部会議にて、停電や断水などによる被害報告を踏まえ、各部局長に指示を出し、各部局が関係機関と連携を図り、災害対応に当たっていた。

庁内での午後の公務終了後、公舎に戻る前に、倒木や停電の状況を直接確認したいと考え、日没までに訪問が可能な東部地域を視察することとした。

この際、知事は私用車を用いて視察を行ったが、今後の視察については、必要性や効果、知事の安全、より確実な連絡手段の確保といった点を考慮する。

エ 9月14日、知事は、暴風による被害が発生した地域のうち、市原市、君津市、南房総市を視察し被害状況を確認した。

状況把握のためには、早期の視察が好ましい場合もあるため、最適な視察時期について受入れ側の被災市町村と十分に調整するようにする。

【解決の方向性】

○知事及び関係部局は、想定を超える状況が発生し、難しい対応を迫られた今回のことを教訓とし、想定を超える状況があり得ることを十分に認識し、災害に対して最適な対応がとれるようにする。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(3) 情報収集

<検証の視点>

- ① 情報収集の体制は充分であったか。
- ② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の情報収集の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

(※) 災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

○市町村支援

県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。

○各機関が実施する情報収集報告

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(市町村)

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生した予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

市町村は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。

(県災害対策本部・本部)

市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、情報収集活動を行う。

大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関が有する航空機による情報収集活動を行う。

- ・陸上自衛隊 ・海上自衛隊 ・千葉県警察本部 ・千葉市消防局 ・海上保安庁 ・その他

(県災害対策本部・支部)

災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況（庁舎等）及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。

管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、情報連絡員（リエゾン）等を現地に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

【対応状況】

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 台風15号千葉県 上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動酒配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
市町村からの情報	何らかの方法で市町村と連絡を取れる状態					
リエゾン 派遣					いすみ市役所へ 職員を派遣 (以後随時、市 町村に派遣)	館山市ほか12 市に職員を派遣
被災市町 村への 職員派遣						館山市へ1名 職員を派遣
医療救護 関係		DMAT 活動				保健師派遣
ヘリコ プター		千葉県警察本部 航空隊のヘリコ プターテレビ伝 送システムによ り、被災地の映 像を災対本部事 務局に配信			国土交通省のヘ リコプターに県 土整備部、農林 水産部の職員が 同乗し、被害状 況を収集	
支部					地域振興事務 所が管内市町 村に対し、支援 に係る要望の 確認を開始	

(9月14日以降の動き)

- 9月19日、県災害対策本部が千葉県警に依頼し、県警のヘリコプターにより南房総市及び成田市上空の情報を収集
- 9月19日、市町村から要請を受け、千葉市消防局にヘリコプターによる県内全市町村の情報収集を依頼。
同月20日、千葉市消防局から「県内全市町村の上空からの画像」の提供を受け、画像データを全市町村に提供した。

以下のとおり、情報収集の体制は充分とはいえず、情報収集の手段や時期も適切とはいえない対応であった。

○情報収集の体制がより強化された「災害警戒体制」をとらなかった。

○市町村へのリエゾン派遣が発災3日後の12日以降となった。

○被災地全般の被害状況を把握するために有効であるヘリコプターを利用した空からの情報収集については、9月9日から開始されていたが、全容が把握できたのは、9月19日と遅れた。

○発災後における市町村からの情報収集については、県と市町村等との間で防災情報の伝達及び被害情報を収集する防災情報システムを中心に行なった結果、初期の情報収集に遅れが生じた。

【検証項目】

ア 情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。

イ 市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣が発災3日後となったのはなぜか。

ウ 災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたのはなぜか。

エ 防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。

【評価・分析】

ア 「この台風の雲域は比較的小さい（銚子地方気象台9月8日11時報）」との発表の印象から、災害発生への恐れへの危機感が薄かった。台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休（9月8日16:00発表）などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」にすべきであった。

イ 市町村との間の連絡については、固定電話や携帯電話がつながらない状況もあったと言われているが、防災電話等により市町村と連絡を取れる状態であったと認識している。

地域防災計画上、情報収集のための市町村へのリエゾン派遣は、「市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合」と定められていたことから、台風通過直後は、情報連絡員の派遣を行わなかった。

なお、台風15号の経験を踏まえ、台風19号の際には、台風接近前の段階で本庁及び地域振興事務所職員を、すべての市町村に、情報連絡員として派遣した。

災害対策本部に設置された現地派遣班は、被災初期段階において、自らが現地に赴き、被害情報の収集等を行うこととなっているが、広範囲かつ多数の被災市町村が発生していたため対応することが困難であった。

ウ 千葉県（県警を除く。）はヘリコプターを所有しておらず、地域防災計画上、他の機関にヘリコプターによる情報収集活動を依頼する要件は「大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合」とされている。

「大規模の災害であることや、ヘリコプターによる情報収集を行う必要性」についての認識を十分に持ち、より積極的にヘリコプターによる情報収集を行うべきであった。

【解決の方向性】

ア 情報収集体制を強化するために、早期により上位の配備体制への移行の判断を行う。

イ 台風19号の際の対応等を踏まえ、発災直後の混乱が生じている市町村に赴き、現地の被害情報収集や市町村の様々なニーズ把握を行う「情報連絡員」となる職員の選定をあらかじめ行うほか、発災時又は発災が見込まれる段階から、情報連絡員派遣の総合調整の役割を「現地派遣班」が担うなど、早期に職員を派遣できる仕組みを構築する。

また、地域振興事務所においては、日ごろから市町村との情報共有及び連携の強化に努めるとともに、災害発生時における情報収集機能の強化を図る。

ウ ヘリコプターによる情報収集は、交通や通信が途絶した地域の状況を迅速に把握する上で有効であるため、ヘリコプターを所有する機関との連携を図り、早期にヘリコプターによる情報収集を行えるような体制を整える。

○情報連絡員（リエゾン）の派遣（市町村の被災状況や対応状況を把握するため）

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月12日（木）	いすみ市（2名）	2名
9月13日（金）	館山市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、香取市（2名）、多古町（2名）、銚子市（1名）、東金市（2名）、芝山町（2名）、いすみ市（2名）	24名
9月14日（土）	館山市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、香取市（2名）、多古町（2名）、長柄町（2名）	18名
9月15日（日）	館山市（2名）、鴨川市（1名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（1名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（27名）、長柄町（3名）	27名
9月16日（月）	館山市（2名）、鴨川市（1名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、富里市（1名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（3名）	26名
9月17日（火）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（3名）	29名
9月18日（水）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、銚子市（1名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（2名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（3名）	31名
9月19日（木）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、銚子市（1名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（2名）、九十九里町（1名）、芝山町（2名）、横芝光町（1名）、長柄町（3名）	32名
9月20日（金）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、	32名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
	袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、銚子市（1名）、東金市（1名）、山武市（2名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（2名）、横芝光町（1名）、長柄町（3名）	
9月21日（土）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（1名）、山武市（2名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（2名）、横芝光町（1名）、長柄町（1名）	29名
9月22日（日）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（1名）、山武市（2名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（1名）	28名
9月23日（月）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（1名）、山武市（2名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（1名）	28名
9月24日（火）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（2名）、山武市（2名）、大網白里市（1名）、九十九里町（1名）、芝山町（1名）、横芝光町（1名）、長柄町（1名）	29名
9月25日（水）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（2名）、山武市（2名）、大網白里市（1名）、芝山町（1名）	25名
9月26日（木）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（2名）、山武市（2名）	23名
9月27日（金）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、木更津市（1名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（2名）	21名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月28日（土）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、袖ヶ浦市（1名）、香取市（1名）、多古町（1名）、東金市（2名）	17名
9月29日（日）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、香取市（1名）、多古町（1名）、東金市（2名）	16名
9月30日（月）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、富里市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）、東金市（2名）	19名
10月1日（火）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、香取市（1名）、多古町（2名）	15名
10月2日（水）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、多古町（1名）	13名
10月3日（木）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、多古町（1名）	13名
10月4日（金）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）、多古町（1名）	13名
10月5日（土）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）	12名
10月6日（日）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）	12名
10月7日（月）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）	12名
10月8日（火）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）	12名
10月9日（水）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）	10名
10月10日（木）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、鋸南町（2名）、君津市（2名）	10名

【合計 延べ578名】

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(4) 人的支援（業務支援）

<検証の視点>

- ① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。

【関係規程等】

地域防災計画
市町村支援（防災危機管理部） 県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。 県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合における、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。
大規模災害時応援受援計画
応援・受援の判断基準 県災害対策本部は、以下の場合に応援を実施する。 (1) 被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれ、県に対して応援要請をした場合。 (2) 壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、応援要請を待つことなく現地派遣班や支部職員等を派遣し、応援の必要性を把握した場合。
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
(応援要請の手続き) 第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。 (1) 被害の状況 (2) ～ (6) 略 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
(応援の実施) 第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。
(自主応援) 第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。
(応援の調整) 第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

【対応状況】

		9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
		日	月	火	水	木	金
	台風	12:58 警報	5:00 台風15号千葉県 上陸				
	配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
情報 収集	リエゾン 派遣					いすみ市役所 へ職員を派遣 (以後随時、 市町村に 派遣)	館山市ほか1 2市へ職員を 派遣
業務 支援	被災市町 村への職 員派遣						館山市へ1名 職員を派遣
	医療救護 活動		DMAT 調整本 部設置 ←				DPAT 調整本部は 9/14 から開始
	保健師等 派遣		DPAT 調整本 部設置			←	
自 衛 隊 へ の 派 遣 要 請	給水			4:00 航空自衛隊に 給水支援の災 害派遣を要請			
	倒木				6:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採の 災害派遣要請		
	入浴				15:00 海上自衛隊に 入浴支援を要 請	20:00 陸上自衛隊に 入浴支援を要 請	
	ブルー シート						(ブルーシート) 9/15 12:00 海上自衛隊に屋根応急防 水作業の災害派遣を要請

- 市町村からの人的支援要請に応え、業務支援を行うため、22市町へ合計延べ4,185人の県職員を派遣した。
- 一方で、市町村の人的支援ニーズを的確かつ迅速に把握するため、リエゾンを積極的に活用すべきであった。
- 市町村間の相互応援について、支援先の市町村との調整に時間を要した事例があった。
- 自衛隊による災害派遣については、人命優先の観点から、給水支援を要請するとともに、市町村の支援ニーズや停電状況を踏まえて、入浴支援等も要請した。

【検証項目】

- ア 被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。
- イ 国によるリエゾンとの連携は充分であったか。
- ウ 市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。
- エ 自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。

【評価・分析】

- ア 市町村からのすべての要請に速やかに対応すべく、9月13日から10月10日までにおいては、22市町へ合計延べ4,185人の県職員を派遣し、業務支援を行った。

千葉県大規模災害時応援受援計画においては、「壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、現地派遣班等を派遣し、応援の必要性を把握」することとしている。市町村とは固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、防災電話等により連絡が取れる状態であったと認識しており、台風通過直後は派遣を行わなかった。

なお、台風15号の経験を踏まえ、台風19号の際には、台風接近前の段階で本庁及び地域振興事務所職員を、すべての市町村に、情報連絡員として派遣した。

- イ 国によるリエゾン派遣の受入れは9月10日から行われ、様々な助言や支援を受けたが、受入れスペースや連絡調整の窓口が一本化されていないなど、受入体制が充分

ではない部分があった。

(※国によるリエゾンについては、国の検証を踏まえ今後さらに記述する。)

ウ 市町村からの応援要請を受け、県職員の派遣を調整することと併せて、市町村にも相互応援について要請・調整を行い、県内市町村職員が被災市町村で支援を行った。しかしながら、応援調整を行ったものの、受入れ市町村の準備が整わず支援が中止となった事例や消防職員の支援において、受入市町村との調整に時間を要した事例があった。

エ 自衛隊への災害派遣要請について

次のとおり、市町村からの要請に応じ、派遣要請を行えた。

(ア) 給水支援について

複数の水道事業体の断水と、県内拠点病院での水と電力の供給不足に対して、9日20時頃から、関係課との協議を踏まえ自衛隊に対する災害派遣要請の検討を始めた。

給水派遣要請に先立ち、災害拠点病院等の必要水量などの把握、自衛隊が給水作業を行う際に必要な給水ポイントの指定などの準備を行い、10日午前4時に災害派遣要請を行った。

(イ) 倒木伐採支援について

9月10日夕方に、東京電力から県に対し、成田市内で樹木が電線に倒れかかっており電力復旧の妨げとなっていることから、自衛隊に倒木伐採を依頼したいとの連絡があったため、県、陸上自衛隊、東京電力の三者で調整を行い、9月11日午前6時、東京電力が単独で除去できないものに対して、陸上自衛隊による伐採を要請した。

(ウ) 入浴支援について

停電の長期化が懸念されはじめた11日に、館山市からの要請を受けて、同日、派遣要請を行った。また、12日20時、市町村長から要請のあった4市のほか、停電戸数の多い2市については、要請を待たずに、派遣要請した。

(エ) ブルーシート展張支援について

前例に乏しかったことから、内閣府、防衛・自衛隊、千葉県との間で情報共有しつつ、「独居老人、高齢者夫妻、障がい者及び市町村が自力でのブルーシート展張困難と判断した者」の住家を対象家屋として取り組んだ。

その後、支援対象者を制限せずに実施することについて、支援を受けた市町に確

認したところ、確認できた13自治体の約3分の2が、これに消極的であった。

また、県としても一般の方々自ら行うブルーシート展張の支援・促進のため、ブルーシートの展張作業ができる事業者と施工希望者とを結びつける施策の実施を進めていたことも含め、これらを総合的に勘案し、県としての対応方針は変更しなかった。

【解決の方向性】

- 市町村の人的支援要請に的確に対応できるよう、情報連絡員を速やかに派遣する。
- 市町村間の相互応援調整については、今後、市町村へのアンケートを通じて、派遣側と受入側の市町村から意見を聴き、対応を検討する。
- 国によるリエゾンと適切な連携を図られるよう、受入体制の充実を図る。
(※国によるリエゾンについては、国の検証を踏まえ今後さらに記述する。)
- 自衛隊への災害派遣は、平素から自衛隊との連携を密にし、発災時には市町村等のニーズを的確に把握したうえで、自衛隊との調整を図り実施する。

1 被災市町村への県職員の派遣

(1) 物資配付等の業務支援

①物資配付・避難所支援・家屋調査などの業務支援

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月13日（金）	館山市（1名）	1名
9月14日（土）	館山市（14名）	14名
9月15日（日）	館山市（14名）、鴨川市（8名）、富津市（4名）、八街市（2名）、香取市（3名）	31名
9月16日（月）	館山市（13名）、鴨川市（8名）、鋸南町（15名）、君津市（2名）、富津市（6名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（2名）、香取市（3名）、東金市（4名）、芝山町（2名）	58名
9月17日（火）	館山市（24名）、鴨川市（13名）、南房総市（21名）、君津市（4名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（2名）、香取市（7名）、多古町（2名）、東金市（5名）、山武市（2名）、九十九里町（1名）、芝山町（6名）	94名
9月18日（水）	館山市（28名）、鴨川市（5名）、南房総市（29名）、鋸南町（17名）、君津市（4名）、富津市（7名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（2名）、香取市（7名）、多古町（2名）、東金市（5名）、山武市（2名）、九十九里町（1名）、芝山町（6名）、横芝光町（2名）	120名
9月19日（木）	館山市（32名）、鴨川市（5名）、南房総市（29名）、鋸南町（16名）、君津市（4名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（2名）、香取市（6名）、多古町（2名）、東金市（5名）、山武市（2名）、芝山町（7名）、横芝光町（2名）	120名
9月20日（金）	館山市（33名）、鴨川市（7名）、南房総市（29名）、鋸南町（23名）、君津市（4名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、富里市（3名）、香取市（6名）、多古町（4名）、東金市（5名）、山武市（2名）、芝山町（4名）、横芝光町（2名）	131名
9月21日（土）	館山市（24名）、鴨川市（9名）、南房総市（31名）、鋸南町（28名）、君津市（4名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（19名）、八街市（3名）、富里市（1名）、東金市（5名）、山武市（2名）、九十九里町（3名）、横芝光町（2名）	138名
9月22日（日）	館山市（22名）、鴨川市（9名）、南房総市（31名）、鋸南町（28名）、君津市（4名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（19名）、八街市（3名）、富里市（1名）、東金市（5名）、山武市（2名）、九十九里町（3名）、芝山町（5名）	139名
9月23日（月）	館山市（19名）、鴨川市（2名）、南房総市（31名）、	128名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
	鋸南町（28名）、君津市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（19名）、八街市（3名）、富里市（1名）、多古町（3名）、東金市（5名）、九十九里町（3名）、芝山町（5名）	
9月24日（火）	館山市（26名）、鴨川市（13名）、南房総市（34名）、鋸南町（28名）、木更津市（2名）、君津市（2名）、富津市（17名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（19名）、八街市（2名）、多古町（2名）、東金市（5名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、芝山町（7名）	162名
9月25日（水）	館山市（28名）、鴨川市（8名）、南房総市（34名）、鋸南町（28名）、木更津市（2名）、君津市（2名）、富津市（17名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（7名）、八街市（2名）、多古町（3名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、芝山町（5名）、横芝光町（3名）	145名
9月26日（木）	館山市（36名）、鴨川市（12名）、南房総市（33名）、鋸南町（32名）、木更津市（2名）、君津市（1名）、富津市（17名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（7名）、八街市（2名）、多古町（5名）、東金市（1名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、芝山町（5名）	158名
9月27日（金）	館山市（34名）、鴨川市（11名）、南房総市（33名）、鋸南町（31名）、木更津市（2名）、君津市（1名）、富津市（21名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（10名）、八街市（2名）、多古町（5名）、東金市（6名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、芝山町（5名）	169名
9月28日（土）	館山市（35名）、鴨川市（7名）、南房総市（57名）、鋸南町（32名）、木更津市（2名）、君津市（1名）、富津市（21名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（10名）、多古町（3名）、東金市（4名）、芝山町（4名）	179名
9月29日（日）	館山市（31名）、鴨川市（8名）、南房総市（52名）、鋸南町（32名）、木更津市（2名）、君津市（1名）、富津市（21名）、袖ヶ浦市（3名）、市原市（10名）、多古町（3名）、東金市（5名）、芝山町（4名）	172名
9月30日（月）	館山市（36名）、鴨川市（11名）、南房総市（35名）、鋸南町（32名）、木更津市（2名）、君津市（1名）、富津市（29名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、八街市（2名）、多古町（5名）、東金市（10名）、山武市（1名）、大網白里市（1名）、芝山町（4名）	182名
10月1日（火）	館山市（47名）、鴨川市（9名）、南房総市（35名）、鋸南町（30名）、木更津市（2名）、君津市（1名）、富津市（26名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、八街市（2名）、多古町（6名）、東金市（10名）、山武市（1名）、	187名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
	大網白里市（1名）、芝山町（4名）	
10月2日（水）	館山市（47名）、鴨川市（7名）、南房総市（35名）、 鋸南町（29名）、木更津市（2名）、君津市（11名）、 富津市（26名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、八街市 （2名）、多古町（6名）、東金市（5名）、山武市（1名）、 大網白里市（1名）、芝山町（4名）	189名
10月3日（木）	館山市（52名）、鴨川市（9名）、南房総市（36名）、 鋸南町（29名）、木更津市（2名）、君津市（11名）、 富津市（28名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、八街市 （2名）、多古町（6名）、東金市（5名）、山武市（1名）、 大網白里市（1名）、芝山町（4名）	199名
10月4日（金）	館山市（58名）、鴨川市（10名）、南房総市（31名）、 鋸南町（30名）、木更津市（2名）、君津市（10名）、 富津市（28名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、八街市 （2名）、多古町（6名）、山武市（1名）、大網白里市 （1名）、芝山町（4名）、横芝光町（2名）	198名
10月5日（土）	館山市（54名）、鴨川市（2名）、南房総市（31名）、 鋸南町（25名）、木更津市（1名）、君津市（10名）、 富津市（28名）、袖ヶ浦市（6名）、多古町（3名）、芝山町 （4名）	164名
10月6日（日）	館山市（55名）、鴨川市（4名）、南房総市（32名）、 鋸南町（26名）、木更津市（1名）、君津市（10名）、 富津市（28名）、袖ヶ浦市（6名）、多古町（3名）、芝山町 （4名）	169名
10月7日（月）	館山市（43名）、鴨川市（5名）、南房総市（23名）、 鋸南町（25名）、木更津市（1名）、君津市（10名）、 富津市（27名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、多古町 （7名）、東金市（5名）、山武市（1名）、芝山町（3名）	163名
10月8日（火）	館山市（37名）、鴨川市（5名）、南房総市（30名）、 鋸南町（26名）、木更津市（1名）、君津市（10名）、 富津市（27名）、袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、多古町 （5名）、東金市（5名）、山武市（1名）	160名
10月9日（水）	館山市（32名）、鴨川市（2名）、南房総市（30名）、 鋸南町（32名）、君津市（10名）、富津市（18名）、 袖ヶ浦市（6名）、市原市（7名）、多古町（5名）、山武市 （1名）、佐倉市（3名）	146名
10月10日（木）	館山市（34名）、鴨川市（4名）、南房総市（30名）、 鋸南町（24名）、君津市（10名）、富津市（23名）、 袖ヶ浦市（5名）、市原市（7名）、佐倉市（3名）、多古町 （5名）、山武市（1名）	146名

【合計 延べ3, 862名（以下の②、③、（2）、（4）を含みます。）】

②住家被害認定業務支援

(罹災証明書の発行に必要な住家被害認定業務を応援するため、被害の大きかった市町へ派遣)

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月16日（月）	鋸南町（5名）、袖ヶ浦市（1名）	6名
9月17日（火）	袖ヶ浦市（1名）	1名
9月18日（水）	鋸南町（4名）	4名
9月19日（木）	鋸南町（4名）	4名
9月20日（金）	多古町（1名）、鋸南町（4名）、富里市（3名）	8名
9月21日（土）	鋸南町（6名）、富里市（1名）、市原市（6名）	13名
9月22日（日）	鋸南町（6名）、富里市（1名）、市原市（6名）	13名
9月23日（月）	鋸南町（6名）、富里市（1名）、市原市（6名）	13名
9月24日（火）	館山市（2名）、市原市（6名）、鴨川市（3名）、富津市（3名）、八街市（1名）、南房総市（2名）、鋸南町（6名）	23名
9月25日（水）	館山市（2名）、鴨川市（3名）、富津市（3名）、八街市（1名）、南房総市（2名）、横芝光町（1名）、鋸南町（6名）	18名
9月26日（木）	館山市（4名）、鴨川市（3名）、富津市（3名）、八街市（1名）、南房総市（2名）、鋸南町（6名）	19名
9月27日（金）	館山市（2名）、鴨川市（2名）、富津市（3名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（2名）、鋸南町（5名）	18名
9月28日（土）	館山市（5名）、富津市（3名）、南房総市（3名）、鋸南町（6名）	17名
9月29日（日）	館山市（3名）、富津市（3名）、南房総市（3名）、鋸南町（6名）	15名
9月30日（月）	館山市（4名）、鴨川市（2名）、富津市（7名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、鋸南町（6名）	28名
10月1日（火）	館山市（9名）、鴨川市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、鋸南町（4名）	28名
10月2日（水）	館山市（9名）、鴨川市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、鋸南町（3名）	27名
10月3日（木）	館山市（10名）、鴨川市（2名）、富津市（6名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、	30名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
	鋸南町（3名）	
10月4日（金）	館山市（16名）、鴨川市（3名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、八街市（1名）、南房総市（3名）、芝山町（2名）、横芝光町（1名）、鋸南町（4名）	38名
10月5日（土）	館山市（14名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、南房総市（3名）、鋸南町（2名）	27名
10月6日（日）	館山市（15名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、南房総市（3名）、鋸南町（3名）	29名
10月7日（月）	館山市（8名）、富津市（5名）、袖ヶ浦市（3名）、多古町（2名）、鋸南町（2名）	20名
10月8日（火）	館山市（2名）、富津市（4名）、袖ヶ浦市（3名）	9名
10月9日（水）	館山市（2名）、佐倉市（3名）、鴨川市（1名）、富津市（3名）、袖ヶ浦市（3名）	12名
10月10日（木）	館山市（2名）、佐倉市（3名）、鴨川市（1名）、富津市（3名）、袖ヶ浦市（2名）	11名

【合計 延べ431名】

③罹災証明書発行事務支援

（発災後1ヶ月以内に罹災証明発行を完了させるための体制を検討するため）

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月21日（土）	館山市（4名）、鴨川市（2名）	6名
9月22日（日）	館山市（2名）、鴨川市（2名）	4名

【合計 延べ10名】

（2）選挙に係る人的支援

（令和元年9月22日執行君津市議会議員一般選挙）

活動日	合計
9月16日（月）～9月22日（日）	延べ 14名

（3）災害保健医療福祉支援活動

①市町村の避難所・家庭訪問等への保健師等派遣

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月12日（木）	匝瑳市（2名）、横芝光町（1名）	3名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月13日（金）	富里市（1名）、横芝光町（1名）、鴨川市（1名）	3名
9月14日（土）	館山市（5名）、鴨川市（2名）南房総市（4名）	11名
9月15日（日）	富里市（2名）、多古町（2名）、山武市（1名）、館山市（4名）、鴨川市（2名）、南房総市（2名）、富津市（2名）	15名
9月16日（月）	多古町（3名）、山武市（2名）、横芝光町（2名）、館山市（2名）、君津市（2名）、富津市（2名）	13名
9月17日（火）	多古町（4名）、山武市（1名）、九十九里町（3名）、横芝光町（1名）、館山市（4名）、鴨川市（4名）、南房総市（3名）、鋸南町（1名）、君津市（1名）、富津市（1名）	23名 （3名）
9月18日（水）	多古町（4名）、神崎町（1名）、山武市（3名）、九十九里町（5名）、館山市（6名）、南房総市（9名）、鴨川市（9名）、鋸南町（1名）	38名 （19名）
9月19日（木）	山武市（4名）、東金市（3名）、九十九里町（4名）、神崎町（1名）、多古町（4名）、館山市（7名）、南房総市（14名）、鋸南町（5名）富津市（3名）、鴨川市（9名）	54名 （34名）
9月20日（金）	八街市（4名）、多古町（4名）、山武市（4名）、九十九里町（4名）、横芝光町（3名）、館山市（7名）、南房総市（14名）、鋸南町（5名）、鴨川市（9名）、富津市（3名）	57名 （37名）
9月21日（土）	八街市（3名）、山武市（4名）、九十九里町（5名）、富津市（3名）、館山市（7名）、南房総市（7名）、鋸南町（4名）、鴨川市（6名）、市原市（4名）	43名 （34名）
9月22日（日）	八街市（3名）、山武市（1名）、東金市（2名）、九十九里町（4名）、館山市（7名）、南房総市（7名）、鋸南町（4名）、鴨川市（6名）、市原市（4名）、君津市（4名）	42名 （32名）
9月23日（月）	八街市（3名）、館山市（7名）、南房総市（6名）、鋸南町（7名）、君津市（4名）、東金市（2名）、市原市（3名）	32名 （25名）
9月24日（火）	八街市（3名）、館山市（7名）、南房総市（6名）、鋸南町（7名）、君津市（4名）、富津市（3名）、東金市（2名）	32名 （28名）
9月25日（水）	八街市（3名）、館山市（10名）、南房総市（3名）、鋸南町（7名）、君津市（4名）、富津市（3名）	30名 （28名）
9月26日（木）	八街市（3名）、館山市（10名）、南房総市（3名）、鋸南町（7名）、君津市（4名）、富津市（3名）	30名 （28名）
9月27日（金）	八街市（3名）、館山市（10名）、南房総市（3名）、鋸南町（7名）、富津市（3名）	26名 （24名）
9月28日（土）	館山市（3名）、鋸南町（3名）	6名 （6名）
9月29日（日）	館山市（4名）、鋸南町（4名）	8名 （6名）
9月30日（月）	館山市（3名）、鋸南町（4名）	7名 （6名）
10月1日（火）	館山市（3名）、鋸南町（4名）	7名

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
		(6名)
10月2日(水)	館山市(3名)、鋸南町(4名)	7名 (6名)
10月3日(木)	館山市(3名)、鋸南町(6名)	9名 (6名)
10月4日(金)	館山市(3名)	3名 (3名)
10月5日(土)	館山市(3名)	3名 (3名)
10月6日(日)	館山市(3名)	3名 (3名)

【合計 16市町 延べ505(337)名】

()は、県内市町村及び他県からの派遣人数

②在宅要支援者等の安否確認(9月14日～17日)

停電発生地域における在宅避難行動要支援者への安否確認調査の結果を踏まえ、県職員を派遣し、安否確認

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月14日(土)	館山市(3名)、富津市(10名)、南房総市(10名)	23名
9月15日(日)	館山市(3名)、富津市(10名)、南房総市(10名)	23名
9月16日(月)	館山市(3名)、富津市(10名)、南房総市(10名)	23名
9月17日(火)	多古町(2名)	2名

【合計 4市町 延べ71名】

③被災者の心のケアに関する相談対応(9月24日～10月10日)

市が設置する被災者の心のケアに関する窓口相談を支援するため、県の精神保健福祉相談員を派遣

派遣先市町村	派遣期間	延べ人数
君津市	9月24日(火)～9月27日(金)	4名
	10月1日(火)～10月4日(金)	4名
鴨川市	10月1日(火)～10月4日(金)	4名
	10月7日(月)～10月8日(火)	2名
	10月10日(木)	1名

【合計 2市 延べ15名】

(4) 災害廃棄物処理業務支援

仮置き場の運営支援、災害廃棄物の収集運搬支援(市町村の要請)

活動日	派遣先市町村（活動人数）	合計
9月17日（火） ～ 9月30日（月）	館山市（139名）、南房総市（181名）、鋸南町（87名）、富津市（26名）、多古町（15名）、東金市（20名）、八街市（9名）、九十九里町（9名）、芝山町（32名）、鴨川市（14名）	532名
10月1日（火）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（5名）、多古町（3名）、東金市（5名）	46名
10月2日（水）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（5名）、多古町（3名）、東金市（5名）	46名
10月3日（木）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（5名）、多古町（3名）、東金市（5名）	46名
10月4日（金）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（5名）、多古町（3名）	41名
10月5日（土）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（5名）、多古町（3名）、芝山町（4名）	45名
10月6日（日）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（5名）、多古町（3名）、芝山町（4名）	45名
10月7日（月）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（8名）、富津市（4名）、多古町（3名）、芝山町（3名）	43名
10月8日（火）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（10名）、富津市（6名）、多古町（3名）	44名
10月9日（水）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（10名）、富津市（5名）、多古町（3名）	43名
10月10日（木）	館山市（11名）、南房総市（14名）、鋸南町（10名）、富津市（7名）、多古町（3名）	45名

【合計 延べ976名】

（5）スクールカウンセラー

スクールカウンセラー等派遣状況

派遣日	派遣先市町村
9月17日（火）	館山市立小学校 2校 館山市立中学校 1校 南房総市立小学校 1校 南房総市立中学校 1校 鋸南町立小学校 1校 鋸南町立中学校 1校
9月19日（木）	八街市立小学校 3校
9月20日（金）	八街市立小学校 3校 横芝光町立小学校 1校 鋸南町立小学校 1校
9月24日（火）	横芝光町立小学校 1校
9月25日（水）	鋸南町立小学校 1校
9月26日（木）	横芝光町立小学校 1校
9月27日（金）	八街市教育委員会
10月1日（火）	館山市立小学校 6校

派遣日	派遣先市町村	
10月2日(水)	鴨川市立小学校等 4校	
10月3日(木)	八街市立小学校 3校 南房総市立中学校 1校	南房総市立小学校 3校
10月4日(金)	東金市立小学校 2校	山武市立小学校 2校
10月7日(月)	市原市立小学校 2校 君津市立小学校 1校	袖ヶ浦市立小学校 1校 富津市立小学校 2校

【合計 延べ54名】

(6) 市町が管理する道路・河川への応急対応

被災状況が十分に把握できていない市町に県職員を派遣するなどにより、市町の被災状況を確認。その結果を活用し、国と協力して市町の被災状況の把握や応急・復旧作業を支援するため、職員を派遣

活動日	派遣先市町村	合計
9月17日	木更津市	2名
9月19～20日	鋸南町	延べ13名

【合計 延べ15名】

※その他、土木関係などの技術職員の支援を別途行っております。

【台風15号による災害に対する取組について（令和元年10月14日時点）】

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(5) 物資支援

<検証の視点>

- ① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。
- ② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。

【関係規程等】

地域防災計画	災害時における支援物資物流に関するマニュアル
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第8節 救援物資供給活動</p> <p>なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。</p> <p>2 食料・生活必需品物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。</p>	<p>第6 物資調整②</p> <p>※要請が無い市町村にプッシュ型供給を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資の支援要請が無い市町村について被災状況を確認し、要請を行う余力が無いと推測される市町村を選定する。 ・上記市町村について、需要を推計して物資を送り込むプッシュ型供給を行う。 <p>なお、物資を送り込む市町村拠点については、現地調査等を実施後、市町村との調整の上、決定する。</p>
	防災備蓄倉庫管理運営要綱
	<p>第4条 管理運営者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(3)備蓄物資の搬出入の立会い</p> <p>(6)災害が発生した場合の備蓄物資の払出し業務</p>

【対応状況】

- 9月9日午後に香取市、匝瑳市から要請を受け、防水シート（ブルーシート）や飲料水を供出した。
- 10日には、千葉市、東金市、君津市、富津市、匝瑳市、南房総市、神崎町、長柄町、鋸南町から要請を受け、防水シートや食料、飲料水などを供出した。
- 11日には、館山市、鴨川市、匝瑳市、南房総市、東庄町、多古町から要請を受け、防水シートや飲料水などを供出した。
- 9月16日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか8市町にアルファ化米54,206食、長柄町ほか6市町にクラッカー83,007缶、千葉市ほか11市町に飲料水

78,192 本、館山市ほか 18 市町村に防水シート 28,226 枚などを供出した。

- 10 月 14 日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか 9 市町にアルファ化米 66,308 食、長柄町ほか 8 市町にクラッカー88,700 缶、千葉市ほか 17 市町・団体に飲料水 104,336 本、館山市ほか 27 市町村に防水シート 48,696 枚などを供出した。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 台風 15 号千葉県 上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第 1 回会議			
物資支援 (市町村 からの 要請)		香取市、匝瑳市 から要請があり 備蓄物資を供出	千葉市、南房総 市、鋸南町ほか 6 市町村から要請が あり備蓄物資を 供出	館山市、南房総 市ほか 4 市町か ら要請があり備 蓄物資を供出		
市町村の要請を受け、県備蓄物資を供出						
支部		(備蓄物資の 供出を実施)			地域振興事務 所が管内市町 村へ支援に関 する要望の確 認作業を開始	
(備蓄物資の供出を実施)						

地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則」とされている。発災後において、固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、防災電話等により連絡がとれる状態であったと認識していたことから、県では市町村からの要請（プル）に基づいて、物資供給を開始した。

しかしながら、被災市町村の状況に適した対応を行うことも必要だった。

- 県が備蓄している物資や量について市町村への周知が充分ではなく、また、物資の規格等、市町村と情報共有が充分に図られていなかったため、備蓄物資が有効活用されない事例が生じた。
- 暴風による家屋被害が広範囲かつ多数発生したことにより、防水シートが、家屋の応急修理に活用するため大量に必要となり、大量に不足することとなった。
- 物資供給の際、搬送手段の確保に時間を要し、市町村の職員が遠くの県備蓄倉庫まで取りに行く事例が生じた。

【検証項目】

- ア 県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
- イ 県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。
- ウ プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

【対応状況に対する評価・分析】

ア 地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則」とされている。発災後において固定電話や携帯電話が繋がらない状況もあったと言われているが、防災電話等により市町村とは連絡が取れる状態であったと認識している。

このため、県では市町村からの具体的な要請に基づいて、被災当日の9月9日から防水シートや食料、飲料水などを県備蓄倉庫から市町村に供給した。

しかしながら、被災市町村からの要請に基づく、物資供給だけでなく、その状況に適した対応を行うことも必要だった。

イ 県が備蓄している物資の種類や数量については、千葉県ホームページに掲載していたが、市町村への周知が充分ではなく、また、備蓄物資の規格等、市町村と情報共有が充分に図られていたとはいえない状況だったため、発災時において備蓄物資（発電機）が有効に活用されない事例が生じた。

ウ 暴風による家屋被害が広範囲かつ多数発生したことにより、県が備蓄していた防水シートについて、家屋の応急修理に活用するため大量に必要となり市町村からの要請が集中したため、県が備蓄していた数量を大きく超える要請があり、大量に不足することとなった。

エ 物資供給の際、運送事業者との協定により、県備蓄物資の搬送には運送事業者の協力が得られることとなっている。

協定では県の要請があった際、「手配を可能な限り行う（協定書第2条第3項）」とされているため、実際に搬送を運送事業者に依頼したが、トラックの空きがなく、確保までに数時間を要し、必要台数を確保できるか不明である旨の回答があったため、支援を要請した市町村に、同日中に搬送できない可能性があることや取りに来ることが可能であれば速やかに供出できる旨を伝えたところ、市町村の職員が遠くの県備蓄倉庫まで取りに行く事例が生じた。

被災地が広範かつ多数であったことや物流企業側が通常業務を行う中での対応となったことで多数の支援要請を賄える車両の確保が困難だった。

オ 地域防災計画では、市町村が壊滅的な被害を受け、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、プッシュ型支援を行うこととされている。今回の台風における物資供給に際しては、市町村が壊滅的な被害を受けたとまでは考えていなかったため、要請に基づく品目・数量の供給（プル型支援）を実施したところである。

カ プッシュ型物資支援は、特に今回の台風15号のように、被災地が広範囲にわたる場合には、それぞれの需要の推計方法、搬送手段・場所や受入体制など、様々な課題を整理する必要がある。

【解決の方向性】

- 台風19号の際に実施したように、品目、在庫状況、仕様等について市町村に対し積極的な周知を行うなど、今後も様々な機会を捉え、相互の情報共有を図る。
- 災害発生時に、物資輸送のための車両を優先的に確保できる仕組みなどについて検討を行う。
- プッシュ型支援の実施に当たっては、国による物資支援との連携や受け入れ側（市町村）の体制などの調整すべき事項もあることから、他県での実施事例なども参考に、より迅速かつ適切に物資が届けられる仕組みについて検討する。

○ 市町村への物資支援

品名	数量	支援先市町村
アルファ化米	66,308 食	鴨川市、鋸南町、富津市、八街市、君津市、香取市、山武市、一宮町、袖ヶ浦市、富里市
クラッカー	88,700 食	長柄町、富津市、芝山町、八街市、東金市、市原市、一宮町、富里市、神崎町
飲料水(500ml)	90,288 本	千葉市、館山市、東金市、南房総市、神崎町、長柄町、鋸南町、山武市、八街市、袖ヶ浦市、市原市、匝瑳市、富里市、九十九里町
	14,048 本 ※1	多古町、鴨川市、大多喜町、かずさ水道広域連合企業団(水道事業体)
ブルーシート※2	48,696 枚	館山市、旭市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、多古町、東庄町、鋸南町、袖ヶ浦市、茂原市、長柄町、横芝光町、酒々井町、一宮町、長生村、勝浦市、九十九里町、富里市、八街市、大網白里市、佐倉市、八千代市、千葉市、市原市
発電機	6 台	鋸南町、神崎町
ガソリン携行缶	5 個	鋸南町
おむつ	2,562 枚	南房総市、富津市
生理用品	2,805 枚	南房総市、富津市
毛布	40 枚	八街市
使い捨てトイレ	6,600 個	富里市
土のう袋※2	11,000 枚	勝浦市、いすみ市、木更津市
ロープ※2	3,960 m	勝浦市、いすみ市

※1 企業局及び他県(横浜市)からの応援物資

※2 他県からの応援物資を含む

【台風15号による災害に対する取組について(令和元年10月14日発表)】

○ 県の備蓄（防災危機管理部）

品名	県管理分	市町村寄託分	合計
発電機	448 台	20 台	468 台
ガソリン携行缶	91 個		91 個
投光器	334 台		334 台
炊飯装置	381 台	20 台	401 台
ろ水器	(エンジン付) 59 台 (手動式) 10 台		(エンジン付) 59 台 (手動式) 10 台
簡易トイレ	1,800 台	100 台	1,900 台
飲料水自動包装 充てん設備	11 組		11 組
給水槽	(組立槽) 178 台 (車載槽) 90 台		(組立槽) 178 台 (車載槽) 90 台
担架	317 基 (リヤカー搭載型) 11 基		317 基 (リヤカー搭載型) 11 基
リヤカー	11 台		11 台
毛布	66,250 枚	8,000 枚	74,250 枚
防水シート	40,540 枚	10,000 枚	50,540 枚
食糧	435,234 食		435,234 食
食糧（要配慮者）	85,700 食		85,700 食
飲料水（500 m l）	509,000 本		509,000 本
テント	5 張	10 張	15 張
エアーテント	55 張		55 張
キャンドルセット	6,167 個		6,167 個
入浴システム	5 セット		5 セット
使い捨てトイレ	20,666 個		20,666 個
生理用品	65,600 枚		65,600 枚
紙おむつ	49,300 枚		49,300 枚

【地域防災計画＜資料6-13＞（平成29年4月1日現在）】

○ 県の防災備蓄倉庫

番号	名 称	所在地
1	新柏倉庫 柏インター事業所 日本通運 海神倉庫	柏市中十余二 3 0 4 - 1 船橋市海神町 3 - 1 2 4
2	中央防災備蓄倉庫	市原市菊間 7 8 3 - 1
3	西部防災センター	松戸市松戸 5 5 8 - 3
4	葛南地域防災備蓄倉庫	船橋市高瀬町 5 2 - 1
5	香取地域防災備蓄倉庫	香取市佐原イ 2 2 1
6	長生地域防災備蓄倉庫	茂原市茂原 1 1 0 2 - 1 長生合同庁舎内
7	安房地域防災備蓄倉庫	館山市亀ヶ原 8 0 3
8	君津地域防災備蓄倉庫	木更津市貝渕 3 - 1 3 - 3 4 君津合同庁舎内
9	海匝地域防災備蓄倉庫	旭市鎌数 5 1 4 6
1 0	山武地域防災備蓄倉庫	東金市油井 1 0 5 5 - 1
1 1	夷隅地域防災備蓄倉庫	大多喜町森宮 8 - 3
1 2	印旛地域防災備蓄倉庫	佐倉市鏑木仲田町 8 - 1 印旛合同庁舎内

【千葉県防災備蓄倉庫管理運営要綱 別表】

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(6) 医療救護

<検証の視点>

- ① 医療救護活動を関係規程等に沿って行うことができたか。

【関係規程等】

地域防災計画

○医療救護

- ・市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- ・県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- ・発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ・各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

○発災時の活動

- ・県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。
- ・災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- ・市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

○医療救護活動の実施

- ・知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- ・知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
 - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
 - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
 - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
 - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
 - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
 - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
 - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

○応援要請

- ・知事は、必要に応じて、DMA T及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- ・知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。
- ・知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

【対応状況】

○被災前の対応

- ・ 9月6日（金）に担当課の連絡体制及び配備体制（参集職員）の確認を行った。

○被災後の対応

- ・ 9月9日（月）7：15、EMIS（Emergency Medical Information System：広域災害救急医療情報システム）を災害モードに設定し各病院の個別の被災状況把握を開始した。
- ・ 9月9日（月）正午、EMISの情報を基に、県庁内に災害医療本部を立ち上げ、更にその中にDMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）調整本部を設置し、各地域のDMAT活動拠点本部（※）、保健所等と連携しながら、連絡が取れない医療機関について現地確認などを行い、電源車・水・物資等の供給調整や搬送等の支援を実施した。
 - ※千葉大学附属病院内（千葉市中央区）、君津中央病院内（木更津市）、日本医科大学千葉北総病院内（印西市）、旭中央病院内（旭市）。
- ・ 9月9日（月）13：30、部長室・部内課長をメンバーとした健康福祉部会議（臨時会議）を開催し、被害・対応状況等の確認・情報共有を図るとともに、今後の支援策や職員体制等について協議を行った（以降随時、健康福祉部会議を開催）。
- ・ なお今回の災害では、地域防災計画で規定されている多数傷病者に対応する救護班は組織せずに、県内外のチームで構成されたDMATや日本赤十字社、JMAT（Japan Medical Assistance Team：日本医師会災害医療チーム）の医療救護班等のみで対応した。

	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
気象・東電発表				5:00 台風15号千葉県上陸 14:30 停電復旧見込み「千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し」	17:00 停電復旧見込み「今夜中に12万軒まで縮小」	18:30 停電復旧見込み「千葉市エリアは12日、残るエリアは13日以降」		18:00 停電復旧見込み「地域別に、3日以内、1週間以内、2週間以内」		
本部ほか			12:58 情報収集体制（自動配備）		9:00 災害対策本部設置 9:15 本部会議①	17:30 本部会議②		16:45 本部会議③		
健康福祉部の動き	配備見込みを部内に周知			8:59 被害状況確認を指示 13:30 臨時部会議 ・被災状況の情報共有、対策を指示	10:30 部会議① ・要支援者安否確認を指示	8:45 部会議② ・社会福祉施設における状況確認や、熱中症対策を指示	8:45 部会議③ ・保健活動の充実や、社会福祉施設支援を指示	8:45 部会議④ ・連休中の体制確保を指示		
医療救護	配備体制（参集職員）の確認 9/6・7DMATと医療救護訓練の実施			7:15 EMISを災害モードに設定し、病院の被災状況の把握開始 12:00 災害医療本部設置 12:00 DMAT調整本部、活動拠点本部設置	災害医療本部 (電源車・水・物資等の供給調整、搬送等の支援を実施)				DMAT (情報収集、搬送支援、医学的な知見に基づく助言を実施)	
調整				厚労省と県外DMATの派遣調整		看護協会に看護職員の派遣要請	医師会にJMATの派遣要請			

○ 以下のとおり、発災直後の9月9日の時点で、EMISによる被災状況等の情報に基づき、災害医療本部を立ち上げ、電源車、水、物資等の供給調整、搬送等の支援に着手するとともに、DMAT調整本部を立ち上げ、情報収集、搬送支援、医学的知見に基づく助言を実施した。

また、厚生労働省ほか関係機関に対し、県外DMAT、看護職員、JMATの派遣要請を適時、実施した。

○ 今後、長期化を想定した職員交代体制の構築や、迅速な支援に繋げることができるよう情報収集・共有の方法等について、一部改善が必要である。

【検証項目】

ア 医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。

【評価・分析】

ア 9月6日、7日に、大規模地震を想定した医療救護訓練（DMATとEMIS活用を含む）を実施し、発災時に実施すべき事項やEMIS代行入力方法などに対する関係職員の理解が深まっていたため、本部組織の立ち上げを迅速に行うことができた。

台風15号の直撃により当初の計画よりも公共交通機関の運休が長引き、職員の参集に時間を要した。県庁近隣在住の職員だけでの対応にならないよう、状況に応じて事前の宿直等が必要であった。当初、停電は短期間で復旧する可能性が示唆されていたが、復旧見込みにずれが生じて長期化したことで、職員シフト体制に無理を生じた。

災害対策本部に対する支援要請の仕組みは構築されているが、対応結果に係る情報のフィードバックのルートが明確になっていない。

EMISは被災状況の把握には優れているが、支援にあたって必要な基本的情報（自家発電機や受水槽の有無、備蓄状況、透析医療の実施など）をあらかじめ登録する機能がない。

【課題（解決の方向性）】

○ 関係職員が参集できない状況や、対応が長期化することを想定し、年度当初に健康福祉部全体で、EMISの操作方法を含む災害医療本部の業務に関する研修を実

施するとともに、長期スパンでの業務継続に必要な交代体制を構築する必要がある。

- 計画やマニュアル等において、支援要請のルートだけでなく、対応結果についても関係者間で共有できるよう、整理が必要である。
- 支援に当たって必要となる基本的情報をあらかじめ共有しておくことができるよう、国に対してEMISの機能改善を求める。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

（7）社会福祉施設への支援

<検証の視点>

- ① 社会福祉施設への支援を関係規程等に沿って行うことができたか。

【関係規程等】

健康福祉部災害対応マニュアル

○班体制

県災害対策本部が設置された場合、災害健康福祉部（災害対策本部健康福祉部）に調整、医療、保健及び福祉の部門ごとに、「総合調整班」、「災害医療班」、「災害保健班」及び「災害福祉班」の4つの班を設置し、部門ごとの連携強化を図り、迅速かつ的確に災害対策を実施する。

○災害福祉班

次長（事務）を班長とし、健康福祉指導課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課及び障害福祉事業課の職員をもって構成し、主に被災者の福祉に関する災害対策を実施する。また、健康福祉指導課は、班の連絡調整担当課として班内を調整する。

○災害福祉班の業務（社会福祉施設関連の業務を抜粋）

<対象施設> 救護施設、保育所等、児童養護施設等、高齢者福祉施設、障害者（児）福祉施設

<主な業務>

- ・社会福祉施設等の被害状況等の調査に関すること

大規模災害発生時において、必要な災害対策を実施するため、施設の被害状況等を調査する。各担当課から関連施設に対し、下記事項の調査を依頼する。

- ① 施設の被害状況（人的、物的）
- ② 入所者（利用者）の避難の要否
要避難者の人数と、その中で特別な配慮が必要な者がいる場合はその状況
- ③ 必要としている支援（人的、物的）
- ④ 応急対策等実施状況
- ⑤ 施設の運営状況

- ・社会福祉施設等の入所者への対策に関すること

施設の被害状況等に基づき、施設入所者の安全を確保するとともに、福祉サービスが継続して受けられるよう、施設間の受入調整等の対策を講じる。各担当課は、取りまとめた被害状況等に基づき、以下の対策を行う。また、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の運用等に係る情報など、国や県等が発する各種情報を収集し、必要に応じ各施設、関係団体及び市町村へ周知する。

- ① 避難が必要な施設がある場合は、避難者受入可能な施設の把握、避難者の受入調整・割り振り、避難者の搬送指示（搬送自体は各施設で対応）を行う。
- ② 医療機関への搬送が必要な人が、急病人が発生した場合、施設で搬送可能な医療機関が見つけれない場合には、搬送可能な医療機関の情報提供を行う。
- ③ 人的支援が必要な施設がある場合は、支援できる施設とのマッチングを行う。
- ④ 物的支援が必要な施設については、災害対策本部事務局物資支援班に連絡する。

【対応状況】

- ・ 9月9日（月）から各施設の被害状況や必要な支援物資等について、電話やFAX等で確認を行い、電話が通じない施設については直接訪問して確認を行った。
- ・ 9月9日（月）13：30、部長室・関係課長をメンバーとした健康福祉部会議（臨時会議）を開催した。社会福祉施設所管課においても、事務次長を中心に、被害・対応状況等の確認・情報共有を図るとともに、今後の支援策や職員体制等について協議を行った（以降随時、健康福祉部会議を開催）。
- ・ 以降随時、社会福祉施設から、自家発電用燃料や生活用水、電源車等の需要を聴き取り、国等に支援を要請した。
- ・ 9月12日（木）連絡のつかない施設との通信手段を確保するため、総務省・各通信業者と協議し、衛星電話等を手配し、要請を待たずにプッシュ型で各施設に配付した。

	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	月	火	水	木	金	土
気象・東電発表	5:00 台風 15 号千葉県上陸 14:30 停電復旧見込み「千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し」	17:00 停電復旧見込み「今夜中に12万軒まで縮小」	18:30 停電復旧見込み「千葉市エリアは12日、残るエリアは13日以降」		18:00 停電復旧見込み「地域別に、3日以内、1週間以内、2週間以内」	
本部ほか		9:00 災害対策本部設置 9:15 本部会議①	17:30 本部会議②		16:45 本部会議③	
健康福祉部の動き	8:59 被害状況確認指示 13:30 臨時部会議 ・被災状況の情報共有、対策を指示 18:00 施設の状況把握1回目	10:30 部会議① ・要支援者安否確認を指示 14:00 施設の状況把握2回目	8:45 部会議② ・社会福祉施設における状況確認や、熱中症対策を指示 ・在宅避難行動要支援者への緊急安否確認依頼を市町村に通知	8:45 部会議③ ・保健活動の充実や、社会福祉施設支援を指示 9:30 職員による連絡不能施設訪問調査 ・災害ボランティアセンター設置を通知	8:45 部会議④ ・連休中の体制確保を指示	・在宅要支援者等の安否確認のための職員派遣を開始
情報収集・支援	各施設に被災状況及び支援ニーズを確認(電話・直接訪問等)	発電用燃料、飲料水等の支援を要請	電源車を要請	・停電中の施設に対し、衛星電話等を配付 ・13:00 社会関係団体との打ち合わせ		
随時、情報収集及び支援の実施						

- 以下のとおり、被災直後から各施設の被災状況や必要な支援物資の確認を行い、関係機関に対して必要な支援要請を実施した。
- しかしながら、連絡不能となった施設も多く、全施設への安否確認や要望聴取には時間を要しており、今後、長期間の停電やそれに伴う通信途絶等を想定したマニュアル等の見直しが必要である。

【検証項目】

ア 社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。

【評価・分析】

ア 地域防災計画やマニュアルでは、長期間の停電やそれに伴う通信途絶等時における被害情報の収集、支援・救護を行う手順等が明確になっていない。

停電の長期化に伴い、施設の通信障害が長引く事態が発生したため、職員の現地派遣等を実施したものの、全施設への安否確認や要望聴取に数日を要することとなった。

停電の長期化に伴う情報途絶に対し、プッシュ型で衛星電話等を配付して対応した。

また、介護・医療的ケアを必要とする社会福祉施設等の被災状況把握や、連絡不能な施設の現地確認、水・物資等の要請への対応が重要となり、地域防災計画やマニュアルには規定されていない部分にも対応した。

所管施設数の多さ（例：特別養護老人ホーム等の高齢者施設で数百施設）や支援ニーズの多様さにも関わらず、災害発生時に被災施設から安否情報や支援ニーズ等を一元的かつ効率的に収集・共有するシステムや体制が整備されていない。このため職員が繰り返し電話で連絡を取って安否確認や要望聴取を実施したが、こうした確認を国、県、市町村がそれぞれに行ったため、被災した施設に負担をかけた面もあった。

一般の避難所については、開設状況が市町村から県の災害対策本部に報告される仕組みとなっているが、福祉避難所についてはそうした仕組みがない。

【課題（解決の方向性）】

- 長期間の停電やそれに伴う通信途絶の可能性等も踏まえ、社会福祉施設に対する安否確認の方法や範囲、想定される支援ニーズや要請への対応計画、通信事業者等との

連携等について整理・検討を行い、マニュアル等の充実を図る。

- 国に対し、介護・福祉施設についても、EMIS（広域災害救急医療システム）のようなシステムを整備するよう要望する。
- 市町村から災害対策本部に報告する項目として、福祉避難所の開設状況を追加するなど、県が迅速に把握して支援に繋げることができる方法を検討する必要がある。
- 一部の社会福祉施設においては、自主的に地域の高齢者の安否確認を実施した例もあった。社会福祉施設は福祉避難所として指定されている場合もあり、自家発電設備の整備などを進めるとともに、地域の福祉的防災拠点として位置付けるなど地域における福祉的防災機能の強化を図る必要がある。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(8) ライフライン（水道供給）

<検証の視点>

- ① ライフラインを確保できたか。（水道総合調整、応急給水への対応）

【関係規程等】

【水道総合調整】

地域防災計画
○応急給水 ・水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。
千葉県水道災害相互応援協定
第3条（応援）に基づき被災事業者から応援要請を受け、調整を行い他の事業者等へ応援要請を行う。 第4条（要請方法）に基づき被災事業者等から応援要請を受ける。
千葉県内水道災害時対処要領
・事業者等は、被害が生じた場合は水政課へ報告する ・水政課は被害が生じた場合は、必要に応じ、事業者等の応急給水及び応急復旧対策における調整・助言を行う。
総合企画部災害実働計画
・水道施設被災状況、断水状況の把握 ・水道事業者間の応急給水及び応急復旧の調整 ・「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく水道事業者間の応急給水調整及び応急復旧調整

【応急給水】

地域防災計画
○応急給水 (1) 実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。 ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業者は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。 エ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。 (4) 県営水道の応急給水 災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。 イ 給水方法 (ア) 浄・給水場等での拠点給水

- (イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水
- (ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

「給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議」設置要綱

(目的) 第1条 震災時等における応急給水等に関し、千葉県企業局と千葉県企業局水道事業の給水区域を所管する各市が協力して、迅速かつ的確に応急給水等を実施するための連絡調整及び情報交換を行うことを目的として、「給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議」を設置する。

給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項

1 (趣旨)

県企業局と給水区域内各市は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。

災害時に、より迅速かつ的確に応急給水を行うため、県企業局と各市の具体的役割分担等について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における応急給水活動及び給水区域内市における応急給水等連絡調整会議等において協議してきた結果を踏まえ、本書において以下の通り確認するものである。

3 (情報連絡体制)

(1) 各市と県企業局は連絡者および連絡先について、年度当初に一覧表を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。

4 (各市災害対策本部への局職員の派遣)

県企業局は、各市が災害対策本部を設置した場合、各市と協議のうえ応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に連絡調整員1～2名を派遣する。

6 (応急給水の実施)

- (1) 県企業局と各市は、7に掲げた役割分担に基づき応急給水を実施する。
- (2) 応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員・資機材の状況等に応じ、県企業局と各市対策本部で調整を行う。

7 (県と各市の役割分担)

(1) 応急給水に係る役割分担

県地域防災計画に基づき、応急給水活動をより迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり活動内容ごとに県企業局と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により県企業局と各市災害対策本部で、適宜、調整ができるものとする。

(別紙)

災害時の応急給水に係る県企業局と各市の役割分担

県地域防災計画に基づき、県企業局給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について、県企業局及び各市の役割分担を以下のとおり定める。

なお、応急給水に係る情報について、県企業局と各市対策本部は共有化を図るとともに、役割分担は、被害状況や復旧の進捗状況、応急給水活動状況等を勘案しながら、必要に応じ県企業局と各市対策本部で調整できるものとし、双方が緊密に連携して応急給水を実施するものとする。

【県企業局及び各市の役割分担】

応急給水内容	分 担	役 割
(1) 県企業局浄水場・給水場における近隣住民への応急給水	県企業局	・水の確保、非常用給水設備の整備、非常用飲料水袋等の備蓄
(2) 非常用水源や民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・非常用水源等の整備、民間との協力体制の整備
(3) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・小学校等の避難場所の開設及び運営 ・非常用水源の整備、非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用
	県企業局	・給水車等による運搬給水 ・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・病院等の重要施設及び避難場所に至る配水管路の耐震化
	各市 県企業局	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートの検討
(4) 消火栓を活用した仮配管や仮設給水栓による応急給水	県企業局	・管路の耐震化、仮配管や仮設給水栓の整備、非常用飲料水袋等の備蓄

企業局水道事業事故等対策行動基準

第1編 事故時の体制

2 危機度と配備体制の決定

(2) 危機度に応じた配備体制（風水害の場合）

危機度	配備種別	配備体制	
		本 局	出先機関
危機度 1	・配備体制を敷かず、関係所属長等が指定する職員にて対応		
危機度 2	第1 配備	危機管理班	配備なし
危機度 3	第2 配備	危機管理班及び各課指定職員 2～4名で対応	指定職員 (課長級含む3名～6名)で対応
危機度 4	第3 配備	各課1／2程度で対応	所属長以下1／2程度で対応

判断視点に応じた配備体制・危機度レベル 一覧 [目安]

危機度	風水害
危機度 1	大雨・暴風・高潮・洪水警報
危機度 2	大雨・暴風・高潮・洪水特別警報
危機度 3	県本部：災害対策本部第1・2 配備
危機度 4	県本部：災害対策本部第3 配備

【対応状況】

○発災前の対応

【水道総合調整】

- ・9月9日朝から災害対応業務にあたるよう千葉市内在住職員を中心に体制を整えた。

【応急給水】

- ・企業局水道事業事故等対策行動基準に基づき、危機度1の体制として、浄・給水場の職員や委託者が24時間対応した。
- また、台風の上陸に備えて、連絡体制を確認するとともに、建設工事の安全対策を徹底するよう担当部署に指示した。

○発災後の対応状況

【水道総合調整】

- ・発災当日、全水道事業体等へ被害報告及び応援要請の際の協力を依頼した。
- ・発災当日から応急給水の応援要請があり、県内事業体の応援により対応を図った。
- ・給水車が応援要請に対して不足するため、県外事業体及び防災危機管理部を通じて自衛隊に応援を要請した。
- ・自衛隊が行う医療機関への応急給水のため、水道事業体に浄水場の24時間対応を要請した。
- ・電源車の要望を調査し、災害対策本部に電源車等の派遣を要請した。

【応急給水】

- ・被災当日、県企業局給水区域内の管路事故等の被害状況を確認した結果、一部の浄水場等で停電が発生したが自家発電設備を稼働することで、通常どおり給水を継続した。
- ・貯水槽式給水方式^{※2}や直結増圧式給水方式^{※2}で給水している一部の集合住宅等では、所有者が管理している各家庭に水を送るポンプが停電により停止した断水が広範囲にわたり発生していたことから、給水区域内の市や多数のお客様から問い合わせを受けていた。
- ・多くの問い合わせに対して、停電時においても、集合住宅等の貯水槽やポンプを通さずに接続されている直結給水栓^{※2}がある場合は、給水が可能である旨を説明し、水栓の場所等については、管理会社に相談するよう案内した。併せて、企業局ホームページにも同内容について掲載し、お客様に周知した。
- ・千葉市稲毛区の大規模団地において、直結給水栓が無く断水が続き、水が出ないなどの問合せを多く受けていたことから、給水車2台を出動させ対応した。
- ・総合企画部から要請があり、山武郡市広域水道企業団、南房総市、多古町等に給水車を派遣し、応急給水を実施した。
- ・総合企画部から要請があり、柏井浄水場及び北総浄水場で補給拠点を24時間体制で整え、自衛隊の給水車へ、延べ15台、75m³の補給を実施した。

※1 【参考1】

※2 【参考2】

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	
	日	月	火	水	木	金	土	
台風本部ほか	12:58 警報 12:58 情報収集体制 (自動配備)	5:00 台風15号千葉県 上陸	9:00 災害対策本部設 置 9:15 第1回会議					
水道調整 (県水政課)	参集職員の確 認	水道事業体へ被 害報告と応援要 請時の協力を依 頼 山武郡市・八匠 から応急給水の 応援要請の調整 県外事業体及び 自衛隊に応援要 請	自衛隊が行う医 療機関への応急 給水のため、浄 水場に24時間 対応を要請 災害対策本部に 電源車等の派遣 を要請	応急給水の応援調整、電源車の要請				
応急給水 (県企業局)		<p><給水区域内> 集合住宅のお客 様(個人)の要望 を受けた給水区 域内の市から応 急給水の打診が あったが受けら れなかった 千葉市内の多数 の問合せがあっ た集合住宅で応 急給水(2台)</p> <p>給水区域内の集 合住宅のお客 様から、水が出 ないなどの問合せ が多数あり、直 結給水栓の案内 した</p>	<p><給水区域外> 山武郡市で応急 給水(2台) 多古町で応急給 水(2台)</p>	<p><給水区域外> 南房総市で応急 給水(2台)</p>	応急給水の実施			
		<p><給水区域外> 山武郡市で応急 給水(2台)</p>	<p>柏井浄水場で 自衛隊への給 水車補給拠 点を24時間体 制で確保</p>	<p>柏井浄水場及 び北総浄水場 で自衛隊への 給水車補給拠 点を24時間 体制で確保</p>	24時間体制で給水車への補給実施			

以下のとおり、発災前後の対応について、概ね適切に行われたといえるが、一部の対応について改善を要する事例があった。

○発災前から災害対応業務にあたるよう準備を行った。

○発災当日から水道事業体の被害を調査するとともに応援調整を行い、給水車を派遣して応急給水を開始した。

○給水車の補給拠点として2浄水場を24時間体制で稼働した。

○給水区域内の市から集合住宅への応急給水の打診を受けたものの調整を行うことができなかった。

【検証項目】

ア 発災前後の対応は適切に行われたか。

イ 発災当日、給水区域内の市から集合住宅への応急給水の打診があったが、対応できなかったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 被災事業体への応援給水について、「千葉県水道災害相互応援協定」による、被災事業体からの要請に基づき、速やかに県内外の事業体等の協力を得て給水車の必要台数を派遣し、応急給水を適切に実施できた。また、被災事業体に対する電源車の要望についての調査と電源車等の派遣を通じて、復電が遅れている被災水道事業体への電源確保が図れた。(総合企画部)

総合企画部からの要請を受け、山武郡市広域水道企業団、南房総市、多古町等に給水車を派遣するなど、計画等に沿って対応できた。(企業局)

総合企画部からの要請を受け、柏井浄水場及び北総浄水場で応急給水の補給拠点を確保し、自衛隊の給水車へ補給対応ができた。(企業局)

各市が災害対策本部を設置した場合、各市と協議のうえ応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に連絡調整員1～2名を派遣することとしている。

しかしながら、今回の台風15号では、企業局の一部の浄・給水場等でも停電が発生したが、自家発電設備を稼働することで通常どおり給水を継続することができており、各市から要請がなかったため、連絡調整員を派遣しなかった。(企業局)

イ 千葉県地域防災計画に基づく給水区域内の市との連絡調整が不十分であったことから、給水区域内の市からの応急給水の打診を受けられない事例があった。(企業局)

企業局の水道水の供給は通常どおりに行えていたが、広域的な停電により、広範囲に渡り点在する多数の集合住宅で各家庭への水道水の供給が同時期に停止した今回の事態は、これまでに経験のないケースであり、被災当日は、企業局にお客様から問い合わせを多数受け、その対応に時間を要していた。

また、千葉県地域防災計画に定められた病院等の重要施設や避難場所等への応急給水に備えて体制を整えておくとともに、今後起こりうる企業局給水区域内の施設事故等による断水等にくまなく対応するためにも、必要な給水車を待機させておく必要があった。(実際に9月11日の深夜に落雷により複数の浄・給水場で瞬停が相次ぎ、にごり水の苦情もあったことから、給水車出動の準備をした。)

このような状況において、(停電により各家庭に水を送るポンプが停止した貯水槽式給水方式で給水している集合住宅のお客様(個人)の要望を受けた)給水区域内の市から、企業局に給水車を出せるかどうかの事前の打診があったが、企業局で有している問い合わせ情報の共有や、応急給水活動の調整が不十分であったため、打診を受けることができなかった。(企業局)

【課題(解決の方向性)】

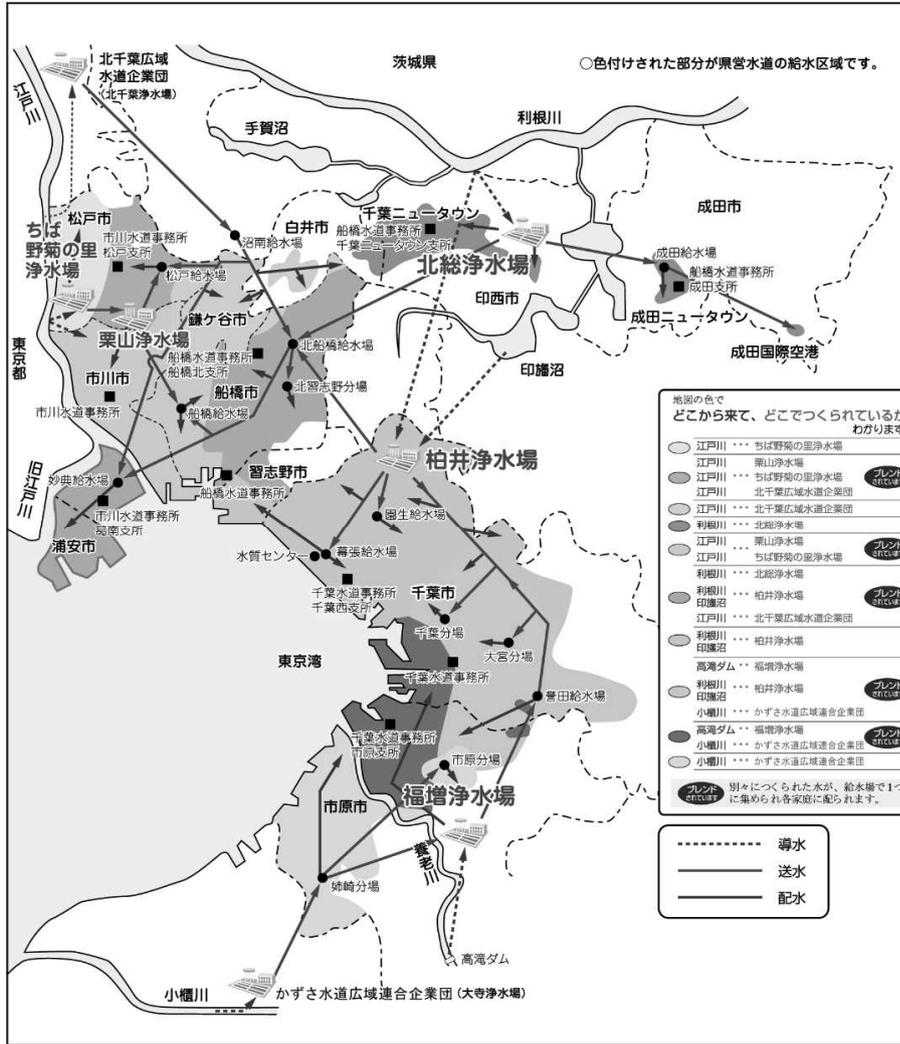
○給水区域内各市との連携強化(企業局)

台風19号では、台風15号の対応を踏まえ、上陸前に各市に対し、企業局施設稼働状況等を適宜情報提供するとともに、連絡調整員派遣や応急給水の要請について各市から積極的に情報を収集し、連携を強化した。

また、大規模停電に伴う集合住宅等のお客様からのお問合せ等に備えて、台風上陸前にホームページに掲載する等で、直結給水栓の活用を広報した。今後は、さらに集合住宅の管理者等に直結給水栓の有効性について説明し、広報していく。

台風15号では、停電が発生した広範囲の中に、水が出ない住宅が点在するという特殊なケースであり、企業局としても、その場所をすぐに把握することが困難であった。今回のようなケースについて、地域防災計画の応急給水の考え方で適切に対応できるものか、また、今後どのように対応していくのか、11市とも意見交換をしながら検討していきたい。

【参考 1 : 給水区域図 (県企業局)】

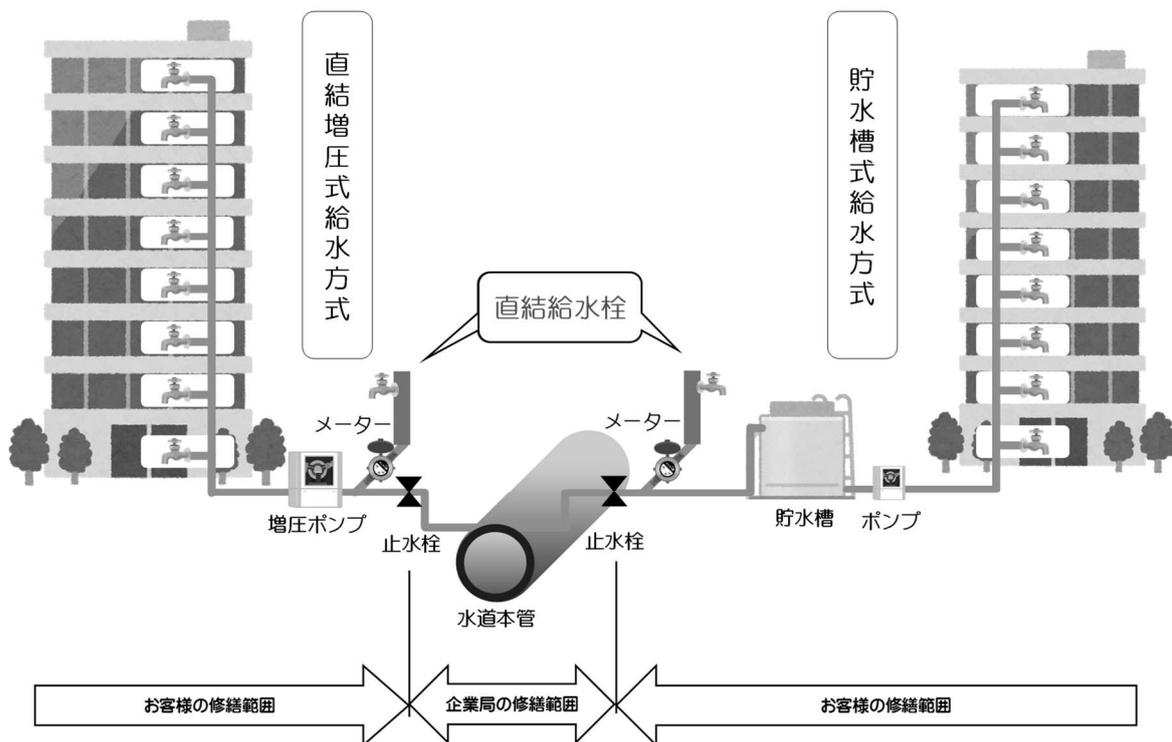


県営水道給水区域

- 千葉市
- 市川市
- 船橋市
- 松戸市
- 習志野市
- 市原市
- 鎌ヶ谷市
- 浦安市
- 成田市
- 印西市
- 白井市

※アンダーラインは
全域県営水道

【参考 2 : 貯水槽式給水方式と直結増圧式給水方式】



2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(9) 風害・水害対策（公共土木施設等）

<検証の視点>

- ① 風害・水害対策を適切に行えたか。

【関係規程等】

地域防災計画
<p>○災害対策本部設置前の初動対応 関係部局は、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 気象に関する情報の収集及び伝達・ 被害情報の把握及び報告 <p>○情報収集・伝達体制 円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。</p> <p>○水防活動 水防本部水防配備指令による配備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。・ 水防本部から氾濫危険情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は確実に迅速に水防警戒体制による自動配備を行う <p>○土砂災害警戒情報 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表する。</p> <p>○被害施設の応急対策方法 交通支障箇所を調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。 <p>○交通規制 道路管理者の通行の禁止又は制限</p> <ul style="list-style-type: none">・ 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。 <p>○道路啓開 路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</p> <p>○道路関係障害物の除去計画 道路上の障害物の除去は道路管理者が行う。 特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。</p> <p>○管理施設 施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。</p>
水防計画
<ul style="list-style-type: none">・ 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき、水防注意（準備・警戒）体制を執る。・ 都道府県知事は、指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がそれに達したときは、都道府県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

【対応状況】

○被災前の対応

9月6日（金）

- ・関係機関へ銚子地方気象台から得た気象情報を伝達した。
- ・関係機関との連絡体制を確認の上、夜間連絡員を確保するよう関係機関に伝達した。

9月8日（日）

- ・大雨警報等の発表を見込み、水防配備体制をとった。
- ・道路は、危険箇所について事前通行規制を実施した。

○被災後の対応

9月9日（月）

- ・倒木や土砂災害等で交通に支障を生じた箇所においては速やかに交通規制を実施し、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施した。
- ・洪水特別警戒水位に達した河川については、氾濫危険情報を発表して水防管理者など各関係機関へ通知し、一般に周知した。
- ・土砂災害警戒情報は、銚子地方気象台と共同で発表し、市町村などの各関係機関や一般に周知した。
- ・各出先機関のパトロールなどにより、公共土木施設等の被害状況を速やかに調査し、応急復旧作業などを行った。

	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	金	土	日	月	火	水	木	金	土
台風本部ほか			12:58 情報収集体制（自動配備）	5:00 台風15号 千葉県上陸	9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回会議				
水防	気象情報を伝達 連絡体制の確認 夜間連絡員の確保		21:00 水防配備体制	2:26～ 土砂災害警戒情報 5:00～ 氾濫危険情報 17:00 水防配備体制解除					
道路			事前通行規制	交通規制	交通規制				
被害確認その他				7:10 パトロール開始 被害状況の把握 道路啓開の実施 応急復旧等の実施	道路啓開・応急復旧等の実施				

以下のとおり、風害・水害対策について、台風上陸前から関係機関へ気象情報を伝達するとともに、必要な配備体制を執り、河川の氾濫危険情報、土砂災害警戒情報などの情報発信、台風通過後における被災状況の把握や復旧対応など、各関係機関と連携し適切に対応した。

【検証項目】

- ア 風害・水害に備え、気象情報を共有し、適切に配備体制を執ったか。
- イ 河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報は適切に通知、発表できたか。
- ウ 道路の被害状況を調査の上、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限したか。
- エ 道路上の倒木や土砂災害などの障害物除去は、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施できたか。
- オ 管理する施設の被害状況を速やかに調査し、復旧を行えたか。

【評価・分析】

- ア 気象に関する情報を関係機関へ伝達した。
関係各課は、連絡体制の確認や夜間連絡員の確保を実施した。
気象情報等をもとに、台風上陸の前日に配備体制を執った。
- イ 洪水特別警戒水位に達した河川については、氾濫危険情報を発表して水防管理者など各関係機関へ通知し、一般に周知した。
土砂災害警戒情報は、銚子地方气象台と共同で発表し、市町村などの各関係機関や一般に周知した。
- ウ 道路の被害状況を調査の上、倒木や土砂災害などで交通が危険である場合は、速やかに交通規制を行った。
- エ 緊急輸送道路を優先的に道路啓開活動を実施した。
- オ 各出先機関等のパトロールなどにより、公共土木施設等の被害状況を速やかに調査し、応急復旧作業などを行った。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

(10) その他（大規模停電への対応等）

<検証の視点>

- ① 大規模停電に対してどのように対応したか

【関係規程等】

地域防災計画

○電力施設災害対策計画（風-3-109）

- ・東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を定める。

【対応状況】

(1) 東京電力による停電復旧の見込みについて

○9月9日 14:30 の東京電力の発表によると、

- ・栃木県・埼玉県は復旧した。東京都は本日中に復旧できる見通し。
- ・千葉県南部は本日中の全面復旧は困難な見通し。

○9月10日 17:00 の発表によると、

- ・約 58 万件が停電していたが、今夜中に約 12 万件まで縮小する見込み。

○9月11日 8:00 の発表によると、

- ・千葉県については約 40 万件以上が停電している。本日中にすべての停電が解消する見通しは立っていない。

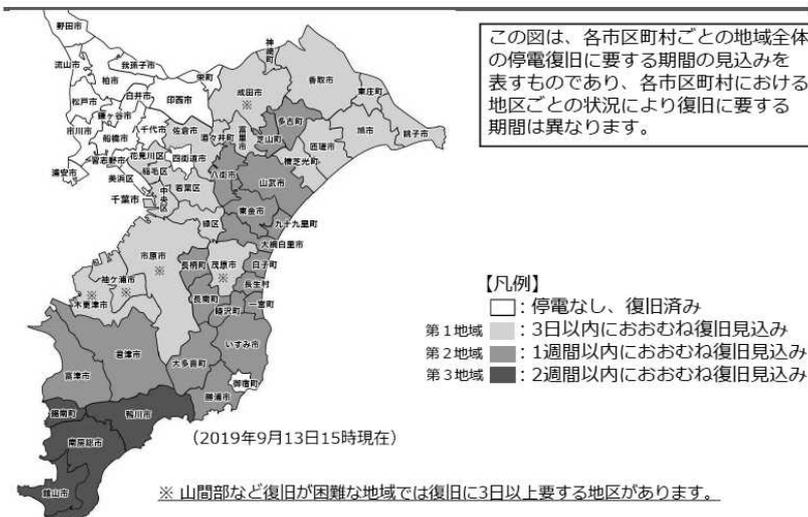
○9月12日 18:30 の発表によると、

- ・(千葉県の停電は) 本日中に約 40 万件縮小する見通し。

○9月13日 8:00 の発表によると、

- ・千葉県市町村毎の復旧期間イメージを公表。

<別紙> 千葉県市区町村ごとの地域全体の停電復旧までに要する期間のイメージ



(2) 燃料供給要請

- 9月9日、医療整備課から防災政策課に病院からの燃料供給要請が見込まれるとの連絡があり、千葉県石油商業組合に燃料供給について相談をするも、停電の影響が大きく、要請を見合わせ、国（資源エネルギー庁）に協力を求め、病院の燃料の備蓄状況、連絡先、発電機の情報連絡。
- 9月11日、応援受援班で燃料等のニーズの詳細を確認するため、支援を要する病院について、県職員を派遣し、現地にて聞き取りを実施。

(3) 電源車派遣要請

- 9月9日、給水・電力復旧調整会議で東京電力から停電状況等について説明を受け、その中で、既に電源車の派遣に向けて準備を進めている旨、説明があり、引き続きの対応を要請。
- 9月10日、医療整備課（災害医療本部）から、医療機関への電源車派遣依頼あり。同課による優先順位付けの上、東京電力に電源車派遣を要請。
- 9月11日、健康福祉指導課から、社会福祉施設への電源車派遣依頼あり。所管課による優先順位付けの上、東京電力に電源車派遣を要請。以降、各課から随時追加の電源車派遣依頼があり、その都度、応急対策班において取りまとめの上、東京電力に電源車派遣を要請。

(4) 倒木伐採支援

- 9月11日、陸上自衛隊第1空挺団長に対して、電力復旧のための倒木伐採支援について災害派遣要請。
- 9月15日、航空自衛隊中部航空方面隊司令官に対して、電力復旧のための倒木伐採支援について災害派遣要請。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	日	月	火	水	木	金	土
台風本部ほか	12:58 警報 12:58 情報収集体制 (自動配備)	5:00 台風15号千葉県上陸	9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回会議				
停電対応		14:25 石油商業組合に燃料供給について相談をするも、停電の影響が大きく、要請を見合わせ 14:39 東電 PG と連絡が取れる 17:00 東電 PG 来庁、リエゾン派遣を要請 20:00 リエゾン配置	12:34 東電 PG へ電源車派遣要請 14:00 東電 PG へ停電早期解消を要請	6:00 陸上自衛隊に電力復旧に伴う倒木伐採の災害派遣要請	14:00 東電 PG へ停電早期解消を要請		12:00 知事が東電 PG 社長と面会し、停電早期解消を要請

今回発生した停電は、これまで経験したことのないような大規模かつ長期間にわたり、また、復旧の見通しが数度訂正されたことと併せて通常の風水害を超えたさまざまな対応を行う必要があった。

このため、以下のとおり大規模かつ長期にわたる停電にも対応できるように対応する必要がある。

○優先度が高い施設（病院）等で業務が継続できるように、燃料供給や電源車の速やかな配置を行う必要がある。

○早期解消に向け関係機関との具体的な連携をより一層推進する必要がある。

【検証項目】

- ア 燃料供給要請の対応は適切だったか。
- イ 電源車派遣要請の対応は適切だったか。
- ウ 倒木伐採支援の対応は適切だったか。

【評価・分析】

ア 燃料供給要請

緊急性が高い要請だったことからとりまとめはせず、順次対応せざるを得なかった。

イ 電源車派遣要請

市町村、関係各課からの電源車の支援要請については、手順、スキームが確立しておらず、初動時に混乱があった。

電源車の要請方法として、県内関係課が県災害対策本部に依頼し、東京電力本社に要請する方法と、市町村から市町村派遣の東京電力の現地派遣員を通して東京電力本社に要請する方法の2系統があり、県災害対策本部で把握できない分があり、県全体として効率的な電源車の配備要請ができなかった。

県災害対策本部に関係課から電源車の派遣依頼の際に、優先順位を付しておらず、限られた電源車の効率的な配備要請ができなかった。

依頼のあった施設において、応急的な対応として電源車ではなく、自家発電の燃料供給で対応できるところもあり、限られた電源車を効率よく活用する上での課題となった。

台風19号では、台風15号での反省を活かし、2系統あった要請のルートを1本化し、すべて県災害対策本部を経由し、東京電力本社に依頼する方法とした。また、市町村に、あらかじめ優先順位を付したリストを用意してもらい、速やかに電源車の依頼ができるように手配した。

ウ 倒木伐採支援要請

自衛隊へ要請するにあたり、重機の導入により道路の破損等が懸念されたが、事前に道路管理者と連絡をとり対応することで二次災害を回避できた。

広範囲に倒木が発生し、処理に時間を要した。その一因として、電力会社の技術者の立ち合いが必要であり、電源車の対応などで技術者が不足していたことがある。

【解決の方向性】

- 災害時、より円滑に石油類燃料を供給できるよう、石油商業組合との協定を見直すとともに、日ごろから、国（資源エネルギー庁）と顔の見える関係を構築する。

- 限られた資源（電源車、燃料等）を有効かつ迅速に活用するため、病院など優先的に対応が必要な施設に関し、あらかじめ非常用発電の有無や持続時間、油種など、応急対応の判断材料となる各種情報について、リスト化を図る。

- 長期停電の原因となった倒木については、電力会社や通信会社との協定の検討を含め、「千葉県ライフライン協議会」を通じて、有効な方策を検証する。